

意見書案提出書

安全・安心の医療・介護実現のため
人員増と処遇改善を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和4年12月14日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

医師や看護師、介護職員や保健師の人手不足が長年続いている状況を解消するためには、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予できない喫緊の課題である。平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めるため、意見書を提出する必要がある。

安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医療や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因である。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題である。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求める。

以上の趣旨から、政府に下記事項の実現を求めるものである。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

横手市議会議長 寿松木 孝

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
総務大臣 松本 剛明 様

意見書案提出書

医療・介護・保育・福祉などの職場で働く
すべての労働者の大幅賃上げを求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和4年12月14日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

国民の命と健康を守っている、全ての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務であり、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要であるため、意見書を提出する必要がある。

医療・介護・保育・福祉などの職場で働く すべての労働者の大幅賃上げを求める意見書

新型コロナの感染拡大から2年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題である。感染が拡大し「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしている。

政府は、看護師、介護士、保育士などのケア労働者の賃金引き上げを行うことを明らかにしたが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感できる水準ではなかった。22春闘の処遇改善事業に関わる日本医療労働組合連合会加盟組織の回答（7月13日現在回答数207組織）によると、基本給に反映した回答は看護職関係で1組合、介護職関係で12組合のみであり、政府が宣言した賃上げには全くつながっていない。さらに、「職場に分断を持ち込む」あるいは「10月以降の内容が不明で継続性が疑われる」などの理由で申請しないとの回答も出された。

政府が実施した看護師の賃上げ補助事業に関して、10月以降の診療報酬上の評価について中医協が8月10日に答申を出した。今回の診療報酬上の評価では賃上げ3%相当の月額1万2千円を盛り込んだことは一定評価できるが、その一方で、今回の賃上げ対象についても非常に限定的であり、就労看護師約166万人のうち61万人余りと4割にも満たない対象者の割合であり、対象医療施設で見れば、17万8千余りある医療施設のうち対象は2,720施設、わずか1.5%程度しか対象にならない。多種多様な専門職種によるチームワークを最も重視される医療現場で、前回同様に一部の対象者に絞り込む内容を繰り返せば、医療職場に差別と分断を持ちこみ、かえって混乱を広げることは間違いない。

国民のいのちと健康を守っている、すべての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務である。医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要ではないか。

以上の趣旨から、政府に下記事項の実現を求めるものである。

記

1. 医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対し行うこと。
2. 介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。
3. 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

横手市議会議長 寿松木 孝

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

総務大臣 松本 剛明 様